

## ゆうゆうサポーター事業実施要綱

令和6年4月1日 教育次長専決  
5川教総セ第3280号

### (趣旨)

第1条 この要綱は、ゆうゆう広場におけるゆうゆうサポーターの活動内容、登録手続等について必要な事項を定めるものとする。

### (活動内容)

第2条 ゆうゆうサポーターは、次に掲げる活動に従事する。

- (1) 児童生徒の学習活動を援助すること。
- (2) 児童生徒の集団活動（校外活動を含む。）を援助すること。
- (3) 児童生徒についての個別支援会議への出席及び当該児童生徒に係る関係者との情報共有に関すること。
- (4) 指導主事及び教育相談員とともに、児童生徒の支援計画を作成し、及び当該計画を実施すること。
- (5) その他ゆうゆう広場に係る業務

### (登録)

第3条 ゆうゆうサポーターの登録をすることができる者は、次の要件を備え、かつ大学又は大学院（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（短期大学を除く。）又は大学院をいう。以下同じ。）の教授等の推薦を受けた者とする。

- (1) 大学又は大学院に在籍し、心理学を専攻している者（大学を卒業し、又は大学院の課程を修了した者を含む。）
- (2) 教育職員免許法（昭和24年法律第147号）に規定する免許状を有する者又は当該免許状を取得するための科目を履修中の者

2 ゆうゆうサポーターの登録を希望する者は、ゆうゆうサポーター登録申込書（様式1）にゆうゆうサポーター推薦書（様式2）を添えて、教育長に提出するものとする。

3 教育長は、前項の申込があったときは、面接による選考を行い、第1項に規定する要件に該当すると認めるときは、ゆうゆうサポーターとして登録し、ゆうゆうサポーター登録通知書（様式3）により通知するものとする。

### (登録期間)

第4条 ゆうゆうサポーターの登録期間は登録された日の属する年度の末日までとする。ただし、再登録を妨げない。

2 ゆうゆうサポーターの再登録を希望する者は、2月28日までにその旨を申し出るものとする。

3 教育長は、前項の申出に基づき、ゆうゆうサポーターとして再登録するものとする。  
(活動日及び活動時間)

第5条 ゆうゆうサポーターの活動日はゆうゆう広場開室日とし、活動時間は原則として10時00分から15時00分までとする。

(活動場所)

第6条 ゆうゆうサポーターの活動場所は、市内6か所のゆうゆう広場又はその活動に伴う場所とする。

(謝金)

第7条 ゆうゆうサポーターへの謝金は、1時間当たり1,200円とする。

(守秘義務)

第8条 ゆうゆうサポーターは、その活動において知り得た秘密を漏らしてはならない。その活動を退いた後も、また、同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施において必要な事項は、川崎市総合教育センター所長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。